

議案第 4 5 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 1 2 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部 1 1 の項を削り、同部 1 0 の 2 の項を同部 1 1 の項とし、同部 1 3 の項中「住民基本台帳、外国人登録等」を「住民基本台帳等」に、

		外国人登録証明書の記載事項証明書の交付手数料	1 件につき 3 0 0 円	
		埋火葬に関する証明書の交付手数料	1 件につき 3 0 0 円	

を

		埋火葬に関する証明書の交付手数料	1 件につき 3 0 0 円	
--	--	------------------	----------------	--

に改める。

別表 2 保健衛生・環境関係の部 7 9 の項の次に次のように加える。

7 9	東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 6 1 年東京都条例第 5 1 号）第 1 7 条第 2 項又は第 4 項の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付又は再交付（卸売市場内の営業を除く。）	ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料	1 件につき 3 , 0 0 0 円	届出のとき。
の 2		ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料	1 件につき 2 , 4 0 0 円	再交付申請のとき。

付 則

この条例中別表 1 区民関係の部 1 1 の項を削り、同部 1 0 の 2 の項を同部 1 1 の項とする改正規定及び同部 1 3 の項の改正規定は平成 2 4 年 7 月 9 日から、別表 2 保健衛生・環境関係の部に 7 9 の 2 の項を加える改正規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

外国人登録法の廃止に伴い外国人登録原票の写し等の交付事務手数料を削るほか、ふく加工製品取扱届出済票の交付及び再交付の事務に係る手数料を新設する必要がある。